

平成29年宇治田原町議会運営委員会

平成29年5月12日

午前10時開議

議事日程

日程第1 平成29年第1回臨時会について

- ①署名議員について
- ②会期について
- ③提出議案について
- ④議事日程（第1号）及び（第2号）について

日程第2 その他

- ・議場の配席図について
- ・エコスタイルキャンペーンに係る軽装の励行について

1. 出席委員

委員長	2番	松本健治	委員
副委員長	1番	谷口重和	委員
	3番	垣内秋弘	委員
	11番	谷口整	委員
	12番	田中修	議長

1. 欠席委員

10番 今西久美子 委員

1. 宇治田原町議会委員会条例第18条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

副町長	田中雅和君
総務部長	久野村観光君
企画財政課長	奥谷明君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 局長 村山和弘君

庶務係長 岡崎貴子君

---

開 会 午前10時00分

○委員長（松本健治） 皆さん、おはようございます。

本日は、議会運営委員会を招集いたしましたところ、皆様方にはご多忙のところご出席をいただき、ありがとうございます。

本日の委員会は、平成29年第1回臨時会における議会運営につきまして、お手元に配付いたしております会議日程によりご協議をお願いいたします。

ここで、副町長からご挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長（田中雅和） 皆さん、おはようございます。

5月に入りまして、新緑の候、新茶の季節となっております。

委員の皆様におかれましては、ご健勝にてご活躍のことと存じます。町行政の推進には何かとご理解、ご尽力いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

本日は、公私とも大変お忙しいところ、松本委員長、谷口副委員長のもと、議会運営委員会を開催いただき、ありがとうございます。来週17日水曜日に開催いただきます平成29年第1回5月臨時会におきましては、国民健康保険特別会計の補正予算の議案及び税条例と国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の計3件の議案をお願いするところでございます。後ほど議案の概要を説明させていただきますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、新庁舎建設事業につきましてであります。さきの3月議会におきまして、説明会開催の附帯決議をいただいたところでありまして、4月28日と29日の2日間にわたり、合計3回の説明会を開催いたしました。つきましては、議員の方々に説明会の総括について報告いたしたく考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（松本健治） ありがとうございます。

傍聴に浅田晃弘議員1名がお見えでございます。ご報告しておきたいと思っております。

日程第1、平成29年第1回臨時会について議題といたします。

まず1点目は、署名議員についてでございますが、事務局からよろしくお願いをしたいと思っております。

○議会事務局長（村山和弘） 会議録署名議員の指名でございますけれども、今臨時会につきましては、3番、垣内秋弘議員、9番、山内実貴子議員をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（松本健治） 今ございましたように、垣内秋弘議員と、それから山内実貴子議員ということでございます。よろしく申し上げます。

2点目に、会期についてでございますが、会期については、招集日を5月17日水曜日とし、5月18日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 異議なしと認め、5月17、18日までの2日間といたします。

3点目でございますが、提出議案についてでございます。当局より議案説明をお願いしたいと思っております。副町長。

○副町長（田中雅和） それでは、順に説明させていただきます。

議案第28号のほうから説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議案第28号ということで書かせていただいておりますけれども、宇治田原町の国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）でございます。

これにつきましては、28年度国民健康保険特別会計におきまして収支不足が生じました。そのために、29年度から繰上充用金の補正をしたいと、このように考えておきまして、議案書に書いております2,540万円を追加いたしまして、そして、合計を13億7,172万6,000円とするものでございます。概要につきましては、もう一枚のペーパーをつけておりますので、それにつきまして、概要と2枚物ですけれども、置いておりますので、それについて説明をさせていただきます。

国保会計の決算見込みということで、28年度分をこの表に書かせていただいておりますように、まず歳入の合計ですけれども、一番上に書いています一番右のほう、28年見込みということでございます。これにつきましては、前年度と比べまして97.99%なんですけれども、13億3,995万3,000円というふうになっております。歳出のほうが13億6,541万5,000円でございます。収支の欄を見させていただきますと、ここが先ほども触れました赤字ということで三角2,546万2,863円となっております。これがいわゆる累積赤字ということでございまして、これはあくまで欠損ということになりますので、この分につきまして、29年度から繰上充用をしていきたいと、こんなふう考えております。

なお、前年度の繰上充用につきましては、その下に書いています5,900万円、これにつきまして、大幅に減っております。その下に実質収支額というふうに書いておりますけれども、28年度につきましては3,373万9,000円、これの黒字という

ことになっています。これ、前年度の比較を左に27年度を書いておりますけれども、711万4,000円でございますので、2,662万5,000円ということで、大幅に改善というか黒字になっております。

それで、次のほう、グラフでそれぞれをあらわしておりますけれども、決算見込みの概要ということで、下のほうに書いておりますので、これについてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず最初の見込み額につきましては、先ほど触れましたとおりでございます。主な原因というところで、黒ポツでいろいろ書いておりますので、これについて触れさせていただきます。

まず、1つ目の保険給付費が前年度から減少したということでございます。具体的には、申しわけないんですけれども、1枚めくっていただきまして、3ページ目に書いておりますけれども、いわゆる保険給付費というふうに書いておるところが3ページの下の表でございます。この中の実績のところを見ていただきまして、その中の保険給付費総額というのがあると思っております。この中で見ていただきますと、28年度（見込）という金額は7億9,610万4,000円ということになっております。前年度と比較しますと、ここで3,394万7,000円の三角といいますか、いわゆる給付費が減っていると、こんな状況が収支の改善につながっているというふうに思います。

それから、1ページに戻っていただきまして、2つ目の黒ポツです。市町村相互の拠出金により運用されている共同事業において、高額な医療費の発生状況が影響し、交付金が拠出金を大きく上回ったということでございます。これにつきましては、触れさせていただきますと、共同事業のほうなんですけれども、3ページのほうめくっていただきまして5番目です。そこに書いておりますように、交付金のほうが2億7,907万7,000円になっておりまして、それに対する拠出金が2億5,875万9,000円、差し引き2,031万7,000円ということで上回っていると、いわゆる入ってきたほうが多くなっているということでございます。

ただ、交付金は今年度の費用について書くんですけれども、拠出金につきましては過去3年間の平均ということでございますので、医療費がふえますと、今後また拠出金がふえていくと。来年度以降ふえていくことにはなるということにはなりません。

その次、1ページ目に戻っていただきます。

3番目の黒ポツですけれども、退職被保険者制度の段階的廃止に伴い退職被保険者数は減少しているが、療養給付費等交付金が大きく交付されたということです。これにつ

きましては、少し大きく見込むといえますか、後で精算しなきゃいけない、それは書いてあるんですけども、超過負担をたくさん、そういう結果になっておりますんで、これはまた返還予定となっております。これにつきましては、退職者につきましては、すみません、まためくっていただきまして、2ページ目のところの3番目ですけども、ここに少し詳細に書いているとおりでございます。

また戻っていただきまして、4つ目の黒ポツでございます。

4つ目につきましては、大きな要因として、28年度保険税等の改正による保険税収入額の増加、いわゆる保険料を実は上げましたので、その増加ということです。これにつきましては、まず、申しわけないんですけども、めくっていただきまして、2ページ目のところで具体的な数字を述べさせていただきました。

2ページ目の上のほうのところで、1、国民健康保険税というふうに書いておりますけれども、その中の実績の真ん中辺に、収納額の現年度分ということを書いておりますけれども、このところで、いわゆる保険税に入っていたものが28年度は2億4,216万3,000円と、それから27年度が2億3,276万4,000円でございますので、差し引きしますと、一番上に書いておりますように、その1番のところに約940万円の保険税の増額。当初は1,500万円程度の増というふうに見込んでいたんですけども、やはり対象者の方とか、いわゆるそれぞれの保険税の関係で、結果的には9,400ということで。ただ、この9,400も単純に差分を引いておりますので、その辺の純粹の値上げ分につきましては、人の状況も変わっていますので若干変更を予想といえますか、それはありますけれども、一応、税の増としては940万円を見込ませていただきました。

1ページに戻っていただきまして、及び以下ですけども、保険税率等改定幅抑制に係る臨時財政支援繰入金ということで、これ一般財源から28年度は1,500万繰り入れさせていただきましたので、これも増の見込みとなるということでございます。

以上、説明は終わりますけれどもということで、補正のほうの予算についての説明とさせていただきます。以上です。

それから、次に、引き続きでよろしいでしょうか。

○委員長（松本健治） はい、どうぞ。

○副町長（田中雅和） そしたら、議案第29号と第30号につきましては、専決処分をお願いする分でございます。

議案第29号につきましては、少し分厚いんですけども、申しわけないんですけども、

ども、概要版のほうで説明させていただきたいと思います。その後ろに概要版ということで、宇治田原町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてということで書かせていただいていますので、これに基づきまして説明をさせていただきます。

まず、理由のところから説明をさせていただきますけれども、これにつきましては、理由のところ、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、この法律が、その次飛びまして、29年、ことし3月31日にそれぞれ公布されまして、いずれも原則として4月1日から施行されるということでございましたので、そのために町条例の改正につきましても、同日付、4月1日付で改正する必要があります。その関係で専決処分をいたしましたので、承認を求めるものでございますことをお願いするものでございます。

主な改正内容ですけれども、その次1番から順番に書いておりますけれども、上のほうは明確といえば文言の修正とか規定の整理とかありますので、主なものにつきましては、次のページをめくっていただけますでしょうか。

2ページ目の改正内容の優良住宅というふうに書いている、附則の第17条の2（優良住宅）というふうに書いておりますけれども、このところで主な改正の一つがあります。優良住宅の造成の為に土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、その適用期限を3年間延長すると、こういった改正が1つです。

もう一つの改正は、軽自動車税に係る改正が2番目に書いておりますけれども、これにつきましては、改正内容のところを読ませていただきますと、燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例、いわゆる税率軽減ですね、（軽減）につきまして、重点化を行った上で適用期間を2年間延長するというので、29年3月31日で切れますので、これを2年間延長して、29年4月1日から31年3月31日までとさせていただきます。きたいものでございます。

それから、重点化ということでございますので、重点化につきましては、下のほうのこの表の中のどれが変わってくるか言いますと、米印の中の2番目に乗用車、平成32年度燃料基準をプラス30となっております。これは従来でありますと、プラスの20でございました。このプラスの20というのがプラス30ということで、30まで基準を上回るというんですか、下回るというんですか、20よりも30まで達成しなければいけないということで、基準をプラス30まで達成するというにすれば、この税率というのが適用されるということと、もう一つ、米印の3番目の上の乗用車ですけれども、これの32年達成車をプラス10%達成車、これが従来であればゼロ%だった

のをプラス10%達成という少し厳しくなりますが、こういう重点化を行った上で、2年間の延長をするというものでございます。以上です。

これが第29号の税条例の改正です。

引き続きでよろしいでしょうか。

議案第30号でございます。これは国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということでございます。これにつきましては、同じく専決処分をお願いしたところでございます。説明につきましては、議案を見ていただきまして申しわけないんですけども、資料のほう、1枚物でございますけれども、資料ということでつけておりますので、これに基づいて説明をさせていただきます。

これにつきましても、先ほどと同様なんですけれども、理由のところです。地方税法等の一部改正によりまして、この法律が3月31日に公布されまして、4月1日から施行されておりますので、条例につきましても同日の4月1日から改正する必要があるということでございますので、専決処分をさせていただきましたので、ご承認をお願いするものでございます。

具体的な内容についてでございます。これにつきましては、改正内容に書いておりますけれども、低所得者の方に対する、いわゆる税の負担軽減を図るということで、今回改正するものでございまして、2つあります。1つ目の2割軽減の方を拡大するというので、この方がふえるというふうになります。それは、具体的には現在、基準額33万円プラス48万円となっていたところ、49万円に、1万円の増にして、枠をといいますか、対象者をふやしていくということでございます。

それから、2番目の5割軽減の方につきましては、いわゆる所得が33万円プラス26.5となっておりましたが、5,000円プラスして27万円に増額するというのでございます。そうすると、結果的にですけれども、下の表、2番目の表なんですけれども、対象者の見込みです。これにつきましては、数字の括弧書きで書いていますように、29年度予算用シミュレーション、そのときの数字で所得の状況で計算させていただきますけれども、それでいきますと、7割は改正ありませんのでゼロ、ゼロにしていますけれども、5割のほうにつきましては6世帯増になると。それから、2割のほうにつきましては4世帯の方が増になると、こんな計算をさせていただきますと、おおむね、まだ具体的な数字は出てきませんが、町の国民健康保険税としては数十万円の減収になるというふうに見込んでおります。これにつきましては、基盤安定負担金ということで補填がされまして、国のほうから2分の1、府から4分の1、町から4分の1というこ



とで補填されるということになっております。

以上、説明を終わらせていただきます。以上です。

○委員長（松本健治） 説明が終わりましたので、委員から質疑を受けたいというふうに思います。

どうでしょうか。今のご提案いただいた内容につきまして、質疑を行いたいと思います。よろしいですか。どうぞ、谷口委員。

○委員（谷口 整） そしたら、ちょっと基本的なことだけ二、三点確認したいと思うんですけども、まず、議案第28号の繰上充用、これなんですけれども、この決算見込みの数字でいきますと2,546万2,863円という三角フラッグが出ていますよね。これについて、補正予算額が2,540万円、10万円どめになっているんです。これ、理屈で言ったら2,546万3,000円の補正予算を組まなあかんの違うんですかね、これはどうなんですか。なぜ6万3,000円がカットされるんでしょうか。

○委員長（松本健治） どうぞ。

○企画財政課長（奥谷 明） まさに、谷口委員がおっしゃるとおりでございます。考え方はもちろんそのとおりでございます。ただ、あくまでこれが決算見込みの数字でございますので、最終的には、この2,540万円の補正の中で吸収できるのではなかろうかという見込みのもとでさせていただいておりますので、考え方としては谷口委員ご指摘のとおりというところでございます。以上でございます。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 考え方ということはわからんことはないねんけれども、ただ、ならば、この決算見込みの資料の2,540万円でないとならば理屈が合わへんの違いますか。確かに見込みやから、最終、多少のぶれはあると、もしくは、決算打っていないから決算見込みと言いかたをするんやろうけれども、恐らく今の段階で出てくる数字、これ、実質決算額、決算認定を受けていないから決算見込みと言いかたをするんやけれども、だから、この段階で出てくる数字で、まだこれが吸収できますと言われたら、この資料は一体、そんないいかげんなものかということになると思うねんけれども、そういう説明でいいんでしょうか。

○委員長（松本健治） どうですか、久野村部長。

○総務部長（久野村観光） 失礼いたします。

確かに2,546万2,863円という決算見込みの数値を出してございまして、累積赤字の、今回、補正額2,540万とさせていただいておりますが、あ

くまでこの議案提出段階の決算見込みという形で、出納整理期間は5月末までという形がございまして、鋭意努力をする中、徴収努力をさせていただき中、この端数の部分をクリアできるだろうという形の見込みをさせていただいておるところでございますので、そういう関係で、端数の6万2,863円を切らせていただいておりますという形でございます。以上です。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） その気持ちはわからんことはないんですが、ただ、先ほども言いましたように、今の段階である程度固まった数字で、ほぼ2割に近い数字を出してきている中で、クリアできるでしょうという希望的観測で物を言われていますけれども、もし、これが逆にクリアできひんかったら、改めて専決もしくは何かで6万3,000円、さらに補正予算第2号を組まなアカンことになると思うんです。だから、この資料の整合性を考えたら、こういう出し方はいかがなものかと。だから、それならば、今、総務部長が言われたように2,546万2,000円の端数をつけずに2,540万円という決算見込みが出てこない、それで吸収できるというふうに思っていますでは、これは説明にならへんのと違いますか。いや、細かいことにこだわっているように聞こえるかもしれんけれども、これ、資料の整合は合っていないと思うんです。そのあたりどうなんでしょうか。

○委員長（松本健治） ちょっと暫時休憩。

休 憩 午前10時23分

再 開 午前10時23分

○委員長（松本健治） 休憩前に続いて、会議を再開します。副町長、どうぞ。

○副町長（田中雅和） 大変申しわけございません。今、谷口委員がおっしゃったように、決算、いわゆる資料として、議案の金額と整合していない、実質的に赤が出ると、いわゆる矛盾した資料になっておりますので、これにつきましてはもう一度精査をいたしまして、いわゆる見込み額につきましても日々変わっているという部分もございまして、やはり委員ご指摘のように、予算額をオーバーしたような決算を打つというような資料を出すというのは間違っているというふうに思いますので、もう一度この資料につきましては精査をいたしまして、本当に予算書に挙げました2,540万以内と、おさまるということを確認して、この資料につきましては修正をした上で、改めてこの資料につきましては、出し直しをいたしますか、提出をし直しをいたしますか、資料のほうを直していきたいと、こんなふうに考えます。以上です。

○委員（谷口 整） それで結構です。要は先ほどから言っていますように、理屈が合っていないん違うかということを行っていますんで、ちゃんとそれが整合された資料であるならば、何も問題ないと思います。

○委員長（松本健治） それでは、資料は後で差しかえるということになるということですね。そういう内容で。

○副町長（田中雅和） はい、そういうことでよろしく申し上げます。

○委員長（松本健治） この部分を修正するということですね。こっちの内容でいくようにやね。わかりました。

（「資料の、こっちのほうで」と呼ぶものあり）

○委員長（松本健治） こっちのほうやね。概要のほうやね。はい、わかりました。それでは、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

他にはございますか。どうぞ。谷口委員。

○委員（谷口 整） 基本的なことが理解できていないんで、ちょっとかみ合わない話になるかもしれませんけれども、来年度から国保が広域化されるということですよ。その広域化に伴っても、これ同じように予算は各市町村で組んでいくことになるんですかね。それで、恐らく広域化というイメージで言うと、何か京都府で1つになんのかなというイメージを持つんですけれども、どうもそうではないような感じで聞いていますんで。となれば、今のこういう形で、毎年、赤が出れば繰上充用、出なかったら別に繰上充用する必要はないというようなことで、予算の組み方、また、決算の打ち方は来年以降も同じような形になるんでしょうか。

○委員長（松本健治） 副町長。

○副町長（田中雅和） 現在、私どもが聞かさせてもらっている広域化につきましては、基本的な赤字は出ないという、いわゆる府のほうからこれだけの税とといいますか、全体の金額になると思いますけれども、これだけの保険税率で、町の方から国保で収入を、いわゆる出してくださいという、金額の指定、税率のそういうのが来ますので、その金額を納めていくと。

その結果、例えば給付金がふえたり減ったりいろいろしますけれども、その辺につきましては、仮に不足をした場合につきましては、一旦出してしまった後の話につきましては、いわゆる府のほうで一旦基金を抱えていますので、そこから精算すると。そのかわり、その分ふえた部分につきましては、次年度以降にまた、上乘せとといいますか、例えば保険税率のアップとといいますか、そういう金額で算定して、次の年はまた請求が来

ると、そういう形になりますので、この町予算自身につきまして、基本的にはそういった年度ごとの赤字は出ないと、そういう形で基本的には一般財源を入れないと、そういう形にはなると思います。

ただ、府のほうから言ってきた金額が納められない場合は、仮に出た場合につきましては、その辺につきましては議論は出てくると思いますけれども、基本的には、その税を、指定された金額を基本的には納めておけば、こういった赤字とか黒字とか、そういった基本的にはないと。それは、そういう面では、広域化の中で整理をされますけれども、そんな状況のところ、現時点で聞いている中身はそんなことでございます。以上です。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 私の聞いていたこととほぼ一緒やと思うんで。要は、ですんで、こういう形の繰上充用が出てくるのは今年度で終わりと、今のところですよ、というふうに理解させてもらって、来年度以降はこういう形にならずに……。ああそうか、29年の決算で赤が出れば、そうですね。ひょっとしたらその可能性はありますけれども、広域になった後は、その中で井勘定で一定調整をしながらという理解でいいわけですね。了解しました。

あともう一点、今度は、第29号、第30号の専決処分についてのことなんですけれども、これ国のほうの政令改正が3月31日にある関係上、今のシステムならば仕方がないのかなというふうに思うんですけれども、現実の話をしますと、3月31日に政令が改正されて、4月1日から新しい制度でやりなさいと、これ、理屈的にはある意味かなり厳しい話ですよ。まして、税で新年度のいろいろ税を徴収していく手続をしていかなん中で、国会の関係やとかいろいろあって、なかなかぎりぎりまで決まらないということがあるんかどうか知りませんが、これはどこの自治体もこういう形でやっているんでしょうが、その自治体として、このような国のやり方がどうなんやということの議論が出ることはないんですか。

○委員長（松本健治） 久野村部長。

○総務部長（久野村観光） 確かに、谷口委員がおっしゃるように、3月31日で施行されて、4月1日から町村が施行するという形で、このような日切れ法案的なものを専決処分を従来からさせていただいておるところでございますけれども、税務課等の担当の城南税協等でもいろいろ話はあるには聞きますけれども、どうしても国のほうの国会の審議等によって、それによって町条例等の改正が必要になってくるという形のもので、

このような形で処理をさせていただいておるところでございますが、4月1日から施行という形で、今は従来からの考え方で課税までに間に合えばという形のような形でとらせていただいているのが現状かと考えております。各市町村におきましても、国のほうへも日切れ法案的なものじゃなしに、もう少し早目という形の要望等も行っておるようには聞いておりますが、今後もそういうものにつきまして、また、意見等申していける場がございましたら、そういう形でまた要望等も伝えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 今、まさに課税に間に合えばということで言われたんで、私もそういうふうに思っていたんですけども、恐らくそういうことで、厳しい状況ではあるけれども、何とか間に合うからいいわということで、恐らくずっとこの間やってこられていると思うんです。専決するのはそういう状況なんで仕方がないと思うんですけども、これも今、部長が言われたように、やっぱりそういう意味では、もっと多少は余裕を持った公布なり、施行日は4月1日しか仕方ないと思うんですけども、やっぱりそういうね、国のほうに自治体が連携して要望していくようなことも、もっとさらに声を大きくしてもらいたいなというふうに思うんです。そのことは私の要望として、一応そういうことだけ申し上げておきます。以上です。

○委員長（松本健治） よくわからないんで確認なんですけど、各市町村では、もちろんこの対応になるわけですね、この決定の経過からすると。これはおっしゃったように、余り議論というのはないんですか。確かに聞いていると、これはおもしろい話なんです。部長、どうぞ。

○総務部長（久野村観光） 先ほども申し上げさせていただいたように、固定資産税であれば4月末が納期という形で納付書を発布させていただくのが4月の半ばという形が最短、掲示もそうなんですけれども、それまでに税法改正をして、それに基づいて課税させていただきましたという納税の方のほうに通知させていただくときには、既に情報改正をさせていただいておると。準備行為は既に行わせていただいておりますけれども、税法の改正が4月1日という形ですんで、4月1日以降のアップという形でどうしても事務処理を行わざるを得ない状況になりますんで、各市町村のほうももう少し早目という形であれば、システムの変更なりも早く話ができるんですけども、なかなかそういうところに至っていないという形で、今の段階であれば、ぎりぎり事務処理を行っているというのが現状であろうかと思っております。その分で、4月1日に施行になる分だけを

今回専決処分という形にさせていただいておりますので、同じ3月31日に施行されたものであっても、翌年度の9月なり12月なりに施行になるものは、切り離してやらせていただいて、別途、議会のほうで議決をいただくというような方法をとらせていただいておりますので、本当にやむを得ないというものだけを専決処分という形をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（松本健治） 極力、内容によってでございますけれども、専決なり補正部分というのは、できるだけ先に議会のこういう全体の枠の中で、やっぱり対応すべきだと思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに。谷口委員、よろしいですか。

○委員（谷口 整） 私は、専決が悪いと言っているんじゃないですよ。国のほうに、もっとやっぱり要望して、自治体は困るんやということを声を上げていってもらわなきゃいけないかということをお願いしたんです。

○委員長（松本健治） わかりました。

他に質疑ございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 以上で、提出議案について終わりたいというふうに思います。

次に、議事日程第1号、第2号について、事務局から説明をお願いします。事務局。

○議会事務局長（村山和弘） それでは、お手元に配付させていただいております平成29年第1回宇治田原町議会臨時会議事日程（第1号）について説明をさせていただきますと思います。

平成29年5月17日午前10時が開議でございます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名につきましては、先ほどご説明申し上げましたように、3番、垣内議員、9番、山内議員にお願いをさせていただき予定としております。

次に、日程第2、会期の決定でございますけれども、これも先ほど委員長のほうからご確認いただきました5月17日、18日の2日間とさせていただきたく思っております。

会期の決定の後、町長からご挨拶が入る予定としております。また、その後に、4月の定期人事異動に伴います管理職の異動対象者につきましてはの紹介を副町長のほうからお願いする予定としております。なお、後ほどまたご説明いただきますけれども、お手元のほうに管理職の議場の配席図をお配りさせていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に、日程第3及び日程第4の専決処分でございますけれども、一括議題とさせていただきますまして、提案理由の説明の後、専決処分ですので、この議案につきましては所管委員会への付託は行わずに説明にとどめまして、質疑等の採決は翌日18日に予定をしているところでございます。

続きまして、日程第5でございますけれども、この議案につきましては、提案理由の説明の後、付託前質疑を行いまして、補正予算ということですので予算特別委員会に付託を予定しております。

17日の本会議につきましては、以上の予定でございます。予算特別委員会につきましては、本会議散会後に休憩を挟みまして、谷口整委員長、浅田副委員長のもと開催していただく予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

初日17日は以上でございます。

引き続きまして、議事日程（第2号）でございますけれども、今、お手元のほうにお配りをさせていただいておりますけれども、17日初日の会期の決定によりまして、17、18が確定いたしますので、この第2号につきましては、18日に議席のほうへ配付とさせていただきたく考えております。

平成29年5月18日10時が開議という形で、日程第1につきましては、議案第29号、専決処分についての質疑等の採決を予定させていただいております。

同じく、日程第2につきましても、議案第30号、専決処分についてでございますので、質疑等の採決を予定させていただいております。

日程第3につきましては、予算特別委員会へ付託を行っておりますことから、谷口委員長より委員長報告後、委員長報告に対する質疑を行っていただきまして、その後、議案についての討論、採決を予定させていただいております。

また、質疑、討論等、質疑は専決処分についてですけれども、有無につきましては、17日の予算特別委員会終了後、直ちに通告書を提出していただくということを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

日程第4につきましては、いつもどおりですけれども、閉会中の継続調査の申し出でございます。議会運営委員会、総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、予算特別委員会、新庁舎特別委員会、新名神の特別委員会、広報編集委員会の7委員会から継続調査の申し出を提出していただく予定としておりますので、日程の第4に上げさせていただいております。以上でございます。

○委員長（松本健治） それでは、今、議事日程第1号、第2号の説明について局長より

終わりました。各委員から質疑を受けたいというふうに思います。いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(松本健治) よろしいですか。

それでは、ないということでございます。

本会議において、質疑及び討論を予定されている方については、第1日目、17日の予算特別委員会終了後、直ちに通告書を議長宛てに提出することといたしたいと思えます。通告書につきましては配付のとおりでございます。他の議員さんにつきましては、この後、議案書とともに事務局から届けるということにしたいと思えます。

以上、日程第1、平成29年第1回臨時会については終わりたいというふうに思えます。

次に、日程第2、その他について、この際何かございますでしょうか。ご発言をお願いしたいと思います。久野村部長。

○総務部長(久野村観光) 失礼いたします。

先ほど、局長のほうのレジюмеにもありましたように、町長の挨拶の後、副町長のほうから今回の異動についてのご紹介をさせていただくところでございますが、お手元のほうに当局側の配席表をお配りさせていただいておりますので、ひとつよろしく願いたしたいと思います。赤枠で囲まさせていただいております廣島介護医療課長、また、青山上下水道課長、この2名が今回異動に伴います形で、新しく議場のほうに着席させていただく管理職になりますので、よろしく願いさせていただきたいと思えます。以上です。

○委員長(松本健治) それでは、今、お話にございましたように、議場の配席図につきまして報告がございましたので、この内容になるということでご確認をいただきたいというふうに思えます。

次に、エコスタイルキャンペーンに係る軽装の励行について、私のほうからご説明を申し上げたいというふうに思えます。

一応、資料にホッチキスどめでありますが、4月13日で西谷町長から田中議長宛てに出された内容でございます。この平成29年度夏のエコスタイルキャンペーンの実施についてということで、これは前年度から引き続き内容だというふうに理解をしております。一応、省エネに基づいて地球温暖化防止を図るということで、随分拡大をしてみましたけれども、エコスタイルを例年実施しているということでございます。

5月1日から既に入っております、10月末までということでございます。内容と



しては、適正冷房の徹底ということ、28度ですね、ちょっと論議を呼んでおりますけれども、今の時点では一応こういってございませぬ。運転開始室温28度を越えた場合として、設定温度を28度にする、運転終了については午後の5時半ということございませぬ。ノー残業デーについては、5時15分ということございませぬ。

軽装については、皆さん職場において、暑さをしのぎやすいノーネクタイ、ノー上着などの軽装、クールビズを励行すると、こういう内容でございます。

特別、中身で、確認して、変わったことはございませぬ。ということで、議長宛てにいただいております、この次のページに、次のペーパーに田中議長宛てから各議員の皆さんにこの同様の内容でお知らせをするということがその次の資料でございます。そして、田中議長宛て、同様本日の5月12日をもって、軽装の励行を準じて行いますよということを議員にもお伝えしたということを文書で通知をするという内容になっております、実施期間中、本会議、定例会、臨時会、各委員会等も対象にするという内容でございます。

これは、昨年から実施された、もっと前。例年、こういう議運のほうで確認をいたしまして、3年ぐらい前からこういうことで実施しているということございませぬが、今後、内容的に町でこういう形でやられるときは、通知については頂戴したいわけございませぬが、議会なんかの対応については、こういう議員宛て、また、こういう軽装の励行を返事するという、これは特に省略してもいいんじゃないかなというふうに思います。したがって、基本的にはもう準じて対応するという解釈でいかなものかなというふうに思いますが、どうでしょうか。はい、どうぞ。田中委員。

○議長（田中 修） これはもともと、議会のほうで決めるというようなことでこういうことになりましたけれども、今回、町側のほうから4月中にそういうことをやりますというようなことでもらっていますので、今後、議長の決裁でみんなにぱんと言ってしまうと。それで5月1日から町のほうがやられる場合は、議会のほうもそれでいきますということで、議長のほうから連絡をしてしもうたら、それでいいんじゃないかと思っております。町がやらはるさかいいうてそのまま流れるんじゃないかと、議会は議会として、町がやられるのでそれに合わせてやりますということを議長決裁でやればよいと思うんです。以上です。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 私も、まさにそういう今、議長が言われた、また委員長が言われたように思っています、何でこんなの、町長に議長が返答せんなんねや、これはおかし

な流れやなど。日付も町が5月1日から言うてんのに、こちらは議運なりの日程を待ってやっているんで、まさに、町のほうがそういう形でやられるし、また、全国的にクールビズはどんどん広がっていく中で、議会は議会で決めたらいい、確かにそれはそうでしょうけれども、町に右へ倣えで、今、議長が言われたように、町のほうからこんな通知が来ていますよと、議員も協力してくださいぐらいで、それで事足りると思うんで、毎回、こんなんね、毎年このために確認する必要はないのかなというふうに思っております。

ただ、議場なんか場所によっては冷房がよくきくところは、人によって上着を着られるのは、それはもう勝手と言ったら言葉は悪いですけども、そこはもう個人の判断で任せたらいいことなんで、基本的にクールビズ、町に右へ倣えということについては賛成です。

○委員長（松本健治） 当局のほうは特に問題ございませんか。

一応、ちょっとここ3年ほどこういう形でやってまいりましたけれども、そういうことで事前にちょっと申し上げておりませんので、きょう、この議運をもってこういう内容を確認して、次年度以降はそのように対応したいというふうに思っております。

ちょっと、多少、夏場も逆に皆さんにとっては、そう寒くないという場合も私はちょっとこういう体型ですので、非常にこたえる場合がありますんで、それは各人の対応に任せたいということでもいいんじゃないかと思えます。よろしいですか。どうぞ、谷口委員。

○委員（谷口 整） ちょっと余談になりますけれども、町のほうに聞きたいんですけども、28度という温度を設定されていますよね。これ、この庁舎を見たときに、例えば1階のどこかで28度やったら冷房を入れますとか、各フロアごとに冷房が入ったり切ったりはできるようになっているんですか。

○委員長（松本健治） 久野村部長。

○総務部長（久野村観光） 単体で入る部屋もございますし、1つのクーリングタワーを回して、1階と2階の総務課、町長室等は1つのクーリングタワーが回っておりますけれども、各個々に空調の温度調節機械があるところがございますが、28度というのはその温度設定を旧の機械ですんでできないという形ですんで、1階は1階の温度の戸籍の後ろのほうに温度計を置かせていただくなりして、一定窓口に來られる住民の方々に不快感を与えない程度の温度なり、職員の事務執行の能率等も勘案しながら入れさせていただいておりますが、必ずしも28度限定という形ではなかなか難しいところもござ

いますけれども、その状況を見る中で温度を設定しておるところでございます。

また、事業部等に行きますと単体でエアコンが入っておりますので、温度を見ながらセットしておるのが現状であります。

○委員長（松本健治） 谷口委員。

○委員（谷口 整） 私が聞きたかったのは、職場職場で当然建物の環境も違うし、それぞれでスイッチがあれば、入れたりできる場所があればいいんですけども、全体でいくところは、これはもう1カ所でやってもらわな仕方がないんですが、ただ、これも私の経験で言いますと、28度に設定している本庁のそこのしかるべきところが冷房を入れへんと、これから中途半端な夏に至るまでの暑い時期、片や29度、30度あっても本庁が入ってないから28度入れとらへんからクーラー入れへんねんという、紋切りの理解する管理者がおって、それはちょっと違うやろうと、それぞれの職場の状況で入れたらいいんやということ言うてきていたので、出先もありますし、そこらを施設なり環境の状況で、暑かったら適宜入れる、それはそういうふうに指導してもらいたいというのを言いたかったんです。以上です。

○委員長（松本健治） 建物、環境、それぞれで大分、宇治田原町の場合、違いますので、ちょっとそここのところは含めて対応できるように指示をしておいてほしいなというふうに思います。

それでは、この件は終わりたいというふうに思います。

その他、何かございませんでしょうか。副町長。

○副町長（田中雅和） 冒頭でもお話し差し上げましたように、新庁舎の建設にかかわる説明会をさせていただきましたので、その報告を新庁舎建設調査検討特別委員会のほうに開催をいただきまして、報告をさせていただきたいとこんなふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（松本健治） それでは、説明会の内容、総括について、新庁舎建設調査検討特別委員会で、開催して対応していただくということでございます。よろしくお願いしたいというふうに思います。

（「18日」と呼ぶ者あり）

○委員長（松本健治） 18日ですね。18日の臨時会閉会后に、新庁舎建設調査検討特別委員会を開催するというところでございますので、よろしくお願い致します。

これもちまして、今臨時会に付議されました事件の議会運営委員会を終わらせていただきます。

これで終わりたいと思います。ご苦労さまでございました。

閉 会 午前10時53分

宇治田原町議会委員会条例第26条の規定によりここに署名する。

議会運営委員会委員長                      松   本   健   治